

一、
一
色
議
員

一色議員

一 物価高騰から市民の暮らしを守る対策について

(1) 市民への支援について

答弁者 総務部長

市民への支援についてお答えいたします。
物価が引き続き高い水準で推移しており、先行きの見えない不安を感じておられる方も少なくない状況であると認識しております。
市では、これまでも子育て世代への負担軽減策として、学校給食費や保育料の無償化といった支援を行ってまいりました。

また、住民税非課税世帯等を対象に現金給付を行い生活の下支えを行っております。

そのような中、国におきましては、物価高

騰対応としまして「電気・ガス料金負担軽減支援事業」や、地域の実情に応じて生活者や事業者への支援に活用できる「重点支援地方交付金」の拡充などを行っているところでございます。

そのうち、「重点支援地方交付金」につきましては、地域の実情に応じて活用できる「推奨事業メニュー分」としまして約三千百万円が、加賀市に交付される予定となっております、六月定例会でご説明申し上げましたとおり、物価高騰の影響が大きいと思われる子育て世帯への支援といたしまして、「学校給食費無償化事業」に活用する予定としております。

この「推奨事業メニュー分」については、現時点で、国からは追加交付等の情報が示されていないことから、今回の九月補正予算では、市単独で物価高騰対策事業費を計上する

こととし、生活する上で最も重要であります「水道」の基本料金を免除することで、物価高騰に苦しむ市民の皆様の支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、国民健康保険税につきましては、近年、引上げを行っている自治体が全国的にも多くなっているなか、加賀市では、平成三十年代から税率を据え置いていることに加え、物価上昇を踏まえて、低所得世帯の保険税軽減判定の基準となる所得額を拡大する改正を行っており、こうしたことで、国民健康保険加入世帯においても、負担軽減を図っているところでございます。

また、物価高騰への支援策は、一色議員が例示されるとおり、電気代補助や高齢者世帯のエアコン購入助成のほか、住民税非課税世帯への給付金の支給、プレミアム付き商品券

の発行など、様々な手法が考えられますが、財源や効果等を総合的に検討した結果、今、市が独自に実施できる物価高騰対策として、「水道」の基本料金免除が最も効果的であると判断し、これを選択したものであります。

今後も物価高騰に対する対応の動向を注視し、新たな交付金や補助金などが設けられた際には、市民の皆様の生活支援につながる施策を十分に検討してまいりたいと考えております。

一色議員

一 物価高騰から市民の暮らしを守る対策について

(2) ひとり親世帯や低所得者世帯、保育所や学校などへの支援について

答弁者 市民健康部長

ひとり親世帯や低所得者世帯、保育所や学校などへの支援についてお答えします。

物価高騰の生活への影響は、世帯構成、収入、職業、健康状態などによって大きく異なります。例えば、子育て世帯は食料費等の負担増に直面し、非正規雇用者や低所得者世帯は、物価高騰の打撃を直接的に受けやすい状況にあるため、相談の際には一人ひとりの生活への影響について、実情にあった支援を丁

寧に行っております。

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に対しては現在、現況届の提出時に、個別に面接を行い、生活状況を把握し必要な支援につなげております。

生活困窮者自立支援事業では、経済的に生活困窮の恐れがある世帯に対しては、仕事の支援、家計の立て直しの支援などを行い、その中には非課税世帯の方も含まれております。

今後、更なる相談窓口の周知と民生委員・児童委員や、保育園・学校等の支援機関とも連携を強化し、困窮の兆候がある世帯を早期に把握し対応してまいります。

保育園等に対しては、令和元年度に副食費無償化を行い、今後も継続するとともに、国が示す公定価格に準じ、補助額は物価の動向を踏まえ段階的に増額しております。

また、市内の子ども食堂については、地域の皆様や農家の皆様からの食材の寄付により、栄養バランスを考慮したメニューで継続的に運営されていると聞いております。

ご提案いただいた市独自のお米券や生活支援金の支給につきましては、市の財政状況や国の動向について注視しながら慎重に検討してまいります。

なお、ひとり親世帯や低所得者世帯も含めた生活困窮の恐れのある方について、相談内容の分析をはじめ、相談対応の際にヒアリングを行い、生活実態把握を行ってまいります。

一色議員

一 物価高騰から市民の暮らしを守る対策について

(2) ひとり親世帯や低所得者世帯、保育所や学校などへの支援について

答弁者 事務局長

私からは、学校給食についてお答えします。
児童生徒の健やかな成長を支える上で、栄養バランスの取れた安全な給食を提供することは不可欠であると認識しております。

市では、食材料費の高騰が続く中でも、献立作成時には、児童生徒の年齢や発達段階に応じた必要な栄養素を確実に摂取できるように、国が定める学校給食摂取基準を遵守しております。

No.1

その上で、価格の変動が小さい季節の食材や地場産品を積極的に取り入れることで、栄養価を維持しながらコストの抑制を図っております。

また、食材の安全管理や調理・提供時の衛生管理などの各基準についても、引き続き遵守してまいります。

今後とも、児童生徒が安心して食べられる安全で質の高い給食を提供してまいります。

No.2

一色議員

一 物価高騰から市民の暮らしを守る対策について

(3) 病院や福祉施設、農家や中小事業者に対する支援について

答弁者 総務部長

病院や福祉施設、農家や中小事業者に対する支援についてお答えいたします。

物価高騰は、市民生活のみならず、各分野の事業者等にとっても、原材料費やエネルギーコストの上昇などの影響を受けているものと認識しておりますが、市としましては、先ず、市民の生活を支援することが最優先であると考えました。

そのため、今回の九月補正予算案において

は、市民生活に直結する「水道基本料金」の免除にかかる経費を、市単独で計上したところでございます。

事業者等への経営に対する支援につきましては、

・北陸財務局が先月発表しました「管内経済情勢報告」において、「管内経済は、緩やかに持ち直している」とされていること、

・事業者へのヒアリングにおいて、米国の関税措置については、今のところ特段の影響が聞かれなかったこと、

・経営に対する支援の要望について、市に對して提出されていないこと、

などから、現在、事業者等への物価高騰に対する支援は考えておりませんが、今後とも、国の支援策の動向や経済の状況等を注視するとともに、成長戦略の柱である「人材育成」

を引き続き実施し、リスクリングにおいて事業者等と伴走するなどの手法で、支援を継続してまいりたいと考えております。

一色議員

二 物価高騰対応水道料金基本料金免除事業について

(1) 現在の契約件数と総額について

答弁者 上下水道部長

現在の契約件数と総額についてお答えします。

今般の措置につきましては、八月一日現在の契約件数で、

- ・ 口径十三ミリが八千八百三十件、

- ・ 口径二十ミリが一万二千六百二十六件、

- ・ 口径二十五ミリが千八百五十六件、

であり、合計約二万三千三百件が対象となります。

次に金額といたしましては、

・口径十二ミリの消費税を含む基本料金は、月額千四百四十四円であり、免除期間三か月では、三千四百三十二円となり、合計で約三十三万四千円となります。

・口径二十ミリの消費税を含む基本料金は、月額二千五百三十円であり、免除期間三か月では、七千五百九十円となり、合計で約九千五百八十三万一千円となります。

・口径二十五ミリの消費税を含む基本料金は、月額三千七百四十円であり、免除期間三か月では、一万一千二百二十円となり、合計で約二千八十二万四千円となります。

事務費等を含め事業費総額は、一億五千四百六十万円となります。

一色議員

二 物価高騰対応水道料金基本料金免除事業について

(2) 無料期間について

答弁者 総務部長

無料期間についてお答えいたします。

消費者物価指数は、依然として高い水準で推移しており、米の価格も高止まりにあるほか、電気代などのエネルギー価格も上昇傾向が続くなど、物価高騰が長期化し鎮静化の動きは見えておりません。

こうした中、九月補正予算として計上した「水道料金基本料金免除事業」は、長引く物価の高騰が市民の皆様の家計を圧迫し、大きな影響を及ぼしていることを考慮し、市独

自の施策として、市内の一般家庭の水道基本料金を、本年十二月から来年二月までの三か月間無償化し、家計の負担軽減を図るものがあります。

なお、財源でございますが、国の「重点支援地方交付金」につきましては、さきほど申し上げましたとおり、子育て世帯への支援としまして、「学校給食費無償化事業」に充てる予定であります。

そのため、本事業につきましては、令和六年度一般会計の決算上、剰余金となった前年度繰越金を活用することとし、市民生活の安定を図るといふ公益的な観点から、一般会計から水道事業会計への繰出金として支出し、水道事業の給水収益の減収分を補てんする形としております。

三か月の免除期間につきましては、市の財

政状況を総合的に考慮した結果であり、年末年始の家計を少しでも下支えできるよう、十二月から二月までの冬の期間に焦点を当てて支援を行うことが、今実施できる物価高騰対策として最も効果的であると判断したものであります。

なお、都市計画税の負担軽減についてであります。都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業などに充てられる目的税であり、道路、公園、上下水道など市民生活の基盤を整備するための貴重な財源でございます。

昨今の資機材や人件費の高騰を受けて、生活基盤の持続性を失うことのないよう、今年度から税率を改定したものであり、物価高騰対策としての都市計画税の減税については考えておりません。

一色議員

三 災害用備蓄品購入事業について

答弁者 総務部長

災害用備蓄品購入事業についてお答えいたします。

石川県が公表しました地震被害想定調査結果によりますと、本市においては多くの建物や道路、上下水道などに被害が生じるため対策を講じる必要があると考えております。

建物被害に対しては、住宅の耐震改修工事の助成を推進し、耐震化率を向上させることで、全壊、半壊棟数を減らすことや、道路や上下水道については、関係団体と災害時の応急対策の協定を締結し、道路の障害物撤去による通行の確保などができる体制を整えてお

ります。

さらに水道老朽管の更新では耐震性のある水道管への更新を進め、インフラ施設の強靱化を図ってまいります。

今定例会で予算計上いたしました備蓄品につきましては、今年度は、発災初日に避難所で必要となる、水、食料、携帯トイレ、液体ミルクの一日分とアルミシートを確保することとしており、二日目、三日目の分については、来年度予算において必要数を確保するよう、計画を見直しております。

その間の対応といたしまして、流通備蓄や自治体間相互応援協定による支援物資を活用したいと考えております。

能登半島地震では、地理的制約があり物資の輸送が困難となり、支援物資が避難所に届けられるまで時間を要しました。

また、道路の寸断などにより、孤立集落が発生するなど、被災者が避難所までたどり着けない状況が発生し、倉庫やビニールハウスで避難生活を強いられた実態もございました。このようなことから、市では、備蓄品を運ぶ手段が途絶えた場合の対応としまして、各中学校区に一か所ずつ拠点となる備蓄倉庫を設置し、分散して備蓄することで迅速に各避難所に供給できる体制を整えます。

また、市民の皆さまには、自助によるご家庭での備蓄も進めていただけるよう、啓発してまいりたいと考えております。

能美市の状況につきましては、議員がおっしゃるとおり、簡易トイレなどを七日分、備蓄しているとのことですが、これは、県の被害想定見直し前におこなっており、見直し後の備蓄については、今後検討するとお聞きし

ております。

本市では、発災から四日目以降については、流通備蓄や自治体間相互応援協定による支援物資を活用できると考えており、三日分の備蓄が確保できるまでの対応も同様に考えております。

また、備蓄品の中には、賞味期限が定められた水や食料などがあり、定期的に入れ替える必要がありますが、同時に入れ替える量が大量にならないよう計画的に確保し、ロスを少なくする対策を考えております。

賞味期限が迫ってきた備蓄品については、市総合防災訓練や地区防災訓練に参加された方に配布を行っており、また、防災教育のために学校給食で活用し、有効利用いたします。

また生活困窮者や福祉施設などに無償で提供する活動を行う団体であるフードバンクに

寄付すること、食品ロス削減と食料支援の社会貢献に寄与できると考えております。

一色議員

四 通学路の街灯について

答弁者 事務局長

通学路の街灯についてお答えします。

まず、昨年度の中学生議会における通学路に関する質問については、県道の整備が進み、安全性が確保されております。

また、今年度の通学路に関する質問につきましては、教育長から当日お答えしましたとおり、八月十九日に行われました通学路安全推進協議会の合同点検の結果を踏まえ、「良好な光環境」と安心安全な通行に向け、街灯設置の可否について検討を進めております。

通学路の街灯については、全ての通学路に設置することが理想だという考えもあると承

知しておりますが、通学路は公道でもあるため、周辺環境等へも配慮が必要となります。また、教育委員会としては、街灯の設置のみならず、学校における周知啓発の在り方など、多角的な観点で通学路の安全確保に取り組む必要があるものと考えています。

そのため、引き続き、「通学路交通安全プログラム」に基づき、子どもたちの安全を確保するための最適な方法を検討・実施してまいります。

また、市内各中学校では、通学用自転車のライトを必ず確認し、積雪時の自転車利用禁止、併進禁止など、安全に自転車通学できるための指導を行っております。

市といたしましては、引き続き、関係機関と連携し、通学路の危険箇所の点検を行い、改善すべき箇所は改善していき、児童生徒の

通学時の安全を確保できるよう取り組んでまいります。